

岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 略</p> <p>第2節 計画の性格 略</p> <p>第3節 計画の周知徹底 略</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。<u>令和4年7月6日</u>最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 略</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 略</p> <p>1から4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u> (2) から (8) 略</p> <p>6から7 略</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 略</p> <p>第1節 原子力事業者の防災業務計画の協議等 略</p> <p>第2節 報告の徴収、立ち入り検査 略</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 略</p> <p>第4節 情報の収集、連絡体制等の整備 略</p> <p>第5節 通信手段の確保 略</p> <p>第6節 組織体制等の整備 略</p> <p>第7節 長期化に備えた動員体制の整備 略</p> <p>第8節 広域防災体制の整備 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 略</p> <p>第2節 計画の性格 略</p> <p>第3節 計画の周知徹底 略</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。<u>令和3年7月21日</u>最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 略</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 略</p> <p>1から4 略</p> <p>5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社 (2) から (8) 略</p> <p>6から7 略</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 略</p> <p>第1節 原子力事業者の防災業務計画の協議等 略</p> <p>第2節 報告の徴収、立ち入り検査 略</p> <p>第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 略</p> <p>第4節 情報の収集、連絡体制等の整備 略</p> <p>第5節 通信手段の確保 略</p> <p>第6節 組織体制等の整備 略</p> <p>第7節 長期化に備えた動員体制の整備 略</p> <p>第8節 広域防災体制の整備 略</p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>指定公共機関の追加に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第9節 緊急時モニタリング体制の整備 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 略</p> <p>第11節 学校、医療機関等における対応 略</p> <p>第12節 原子力災害医療活動体制の整備 略</p> <p>1から3 略</p> <p>4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。 安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所並びに防災交流センターとする。 * 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である 県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 略</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 略</p> <p>第15節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 県、県警察及び市町村は、国と協力し、避難区域内及びその近傍でモニタリング、交通規制等の被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。 また、県、県警察及び市町村は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第16節 住民等への情報提供体制の整備 略</p> <p>第17節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定 略</p> <p>第18節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発 略</p> <p>第19節 防災訓練の実施 略</p> <p>第20節 防災業務関係者の人材育成 略</p>	<p>第9節 緊急時モニタリング体制の整備 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 略</p> <p>第11節 学校、医療機関等における対応 略</p> <p>第12節 原子力災害医療活動体制の整備 略</p> <p>1から3 略</p> <p>4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。 安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。 * 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である 県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の服用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備 略</p> <p>第14節 緊急輸送活動体制の整備 略</p> <p>第15節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備 県、県警察及び市町村は、国と協力し、避難区域内及びその近傍でモニタリング、交通規制等の応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。 また、県、県警察及び市町村は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第16節 住民等への情報提供体制の整備 略</p> <p>第17節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定 略</p> <p>第18節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発 略</p> <p>第19節 防災訓練の実施 略</p> <p>第20節 防災業務関係者の人材育成 略</p>	<p>備蓄場所の追加に伴う修正</p> <p>防災基本計画の改正に伴う修正</p>

新		旧		修正理由
第2 1 節 近県事業所に係る原子力災害事前対策 略 第2 2 節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備 略 第3章 緊急事態応急対策 略 第1 節 通報連絡、情報収集活動 略 第2 節 活動体制の確立 略 1 県の活動体制 (1) から (3) 略 (4) 原子力災害警戒本部体制 略 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 略 ①から③ 略		第2 1 節 近県事業所に係る原子力災害事前対策 略 第2 2 節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備 略 第3章 緊急事態応急対策 略 第1 節 通報連絡、情報収集活動 略 第2 節 活動体制の確立 略 1 県の活動体制 (1) から (3) 略 (4) 原子力災害警戒本部体制 略 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 略 ①から③ 略		構成班の修正
④ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	原子力災害医療活動体制の確立及び医療機関との調整に関すること ・避難退域時検査の準備に関すること ・安定ヨウ素剤の配布準備に関すること ・健康相談の問い合わせに関すること ・医療救護班の派遣に関すること ・「原子力災害医療に係る医療チーム」の派遣（支援要請と受入）に関すること	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班	
ウ 略 (5) 災害対策本部体制 略 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 略 ①から⑧ 略		ウ 略 (5) 災害対策本部体制 略 ア 略 イ 緊急対策チームの事務分掌等 略 ①から⑧ 略		
⑨ 医療救護チーム	リーダー 健康福祉部長 副リーダー 健康福祉部次長	原子力災害医療活動体制の確立及び医療機関との調整に関すること ・避難退域時検査に関すること ・安定ヨウ素剤に関すること ・健康相談の問い合わせに関すること ・医療救護班の派遣に関すること ・「原子力災害医療に係る医療チーム」の派遣（支援要請と受入）に関すること ・保健師の派遣に関すること ・避難所等の衛生に関すること（感染症・食中毒対策等）	医療整備班 保健医療班 生活衛生班 薬務水道班 その他健康福祉部各班 防災班	
⑩から⑭ 略 ウ 略 2から6 略		⑩から⑭ 略 ウ 略 2から6 略		構成班の修正

新	旧	修正理由
<p>第3節 防災業務関係者の安全確保 略</p> <p>1から2 略</p> <p>3 防災業務関係者の被ばく管理 (1) 防災業務関係者の防護指標 県、県警察、被災市町村は、防災業務関係者の被ばく管理について、<u>従前の原子力防災指針（原子力安全委員会 平成22年8月最終改定）に基づき、次のとおり行うものとする。</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 各機関の被ばく管理 県、県警察、被災市町村は、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して必要により除染等を行うものとする。 <u>また、県は、指定公共機関等に被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該機関等が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第4節 緊急時モニタリング活動 略</p> <p>1から4 略</p> <p>5 緊急時における<u>住民等</u>の被ばく線量の把握 略</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p> <p>1から2 略</p> <p>3 避難所 (1) 略 (2) 避難等に係る判断、指示 略</p>	<p>第3節 防災業務関係者の安全確保 略</p> <p>1から2 略</p> <p>3 防災業務関係者の被ばく管理 (1) 防災業務関係者の防護指標 県、県警察、被災市町村は、防災業務関係者の被ばく管理について、<u>防災業務従事者の被ばく線量上限値が指針に明示されるまでの間、当面は従前の原子力防災指針（原子力安全委員会 平成22年8月最終改定）に基づき、次のとおり行うものとする。</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(2) 各機関の被ばく管理 県、県警察、被災市町村は、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して必要により除染等を行うものとする。 <u>(新規)</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第4節 緊急時モニタリング活動 略</p> <p>1から4 略</p> <p>5 緊急時における<u>公衆</u>の被ばく線量の把握 略</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p> <p>1から2 略</p> <p>3 避難所 (1) 略 (2) 避難等に係る判断、指示 略</p>	<p>防災基本計画の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の改正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>○国の原子力災害対策本部による判断の流れ</p> <p>○国の原子力災害対策本部による避難の指示 (原災法第15条第3項) ・国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）により、市町村長に対し、避難指示 <u> </u> を行うべきことの指示がされる</p>	<p>○国の原子力災害対策本部による判断の流れ</p> <p>○国の原子力災害対策本部による避難の指示 (原災法第15条第3項) ・国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）により、市町村長に対し、避難指示 <u>(又は勧告)</u> を行うべきことの指示がされる</p> <p style="color: red;">(新規)</p>	<p style="color: red;">防災基本計画の改正に伴う修正</p> <p style="color: red;">文言等の修正</p>
<p>(3) 略</p> <p>第6節 要配慮者への配慮 略</p> <p>第7節 原子力災害医療活動 略</p> <p>1 組織等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療救護チームの業務 略</p> <p>1) から3) 略</p> <p>4) 安定ヨウ素剤配布・服用に関すること</p> <p>5) 略</p> <p>(3) 医療従事者の派遣要請等</p> <p>県は、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布・服用等の実施のため、原子力災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布・服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。</p> <p>*安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 令和3年7月21日一部改正）に基づくものとする。</p>	<p>(3) 略</p> <p>第6節 要配慮者への配慮 略</p> <p>第7節 原子力災害医療活動 略</p> <p>1 組織等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療救護チームの業務 略</p> <p>1) から3) 略</p> <p>4) 安定ヨウ素剤配布、服用に関すること</p> <p>5) 略</p> <p>(3) 医療従事者の派遣要請等</p> <p>県は、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布、服用等の実施のため、原子力災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。</p> <p>*安定ヨウ素剤の服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 令和3年7月21日一部改正）に基づくものとする。</p>	<p style="color: red;">文言等の修正</p> <p style="color: red;">文言等の修正</p> <p style="color: red;">文言等の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p> <p>3 略</p> <p>第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・分配 略</p> <p>第9節 緊急輸送活動 略</p> <p>第10節 県民等への的確な情報提供活動 略</p> <p>第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持 略</p> <p>第12節 文教対策 略</p> <p>第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策 略</p> <p>第14節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策 略</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 略</p> <p>第5章 複合災害対策 略</p>	<p>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p> <p>3 略</p> <p>第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・分配 略</p> <p>第9節 緊急輸送活動 略</p> <p>第10節 県民等への的確な情報提供活動 略</p> <p>第11節 犯罪の予防等社会秩序の維持 略</p> <p>第12節 文教対策 略</p> <p>第13節 近県事業所に係る緊急事態応急対策 略</p> <p>第14節 県内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策 略</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 略</p> <p>第5章 複合災害対策 略</p>	